

## 審査基準

事務名	排水設備設置義務免除	
根拠法令等	下水道法第10条第1項	
処理機関	各下水道事務所	
標準処理期間	40日	
審査基準	要件	<p>1 免除に係る下水は、次に掲げるものであること。ただし、水洗便所から排除される汚水及び雑排水を除く。</p> <p>(1) 水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場からの下水</p> <p>(2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第2条第7号に掲げる工場及び8号に掲げる指定作業場等からの下水</p> <p>(3) トンネル又は工事等で発生する湧水のうち、排除先である公共用水域の管理者等から環境に資する用水として特に活用要請があるもの</p> <p>(4) (1)から(3)まで以外の雨水・湧水等であって、特別の処理をしていないもの</p> <p>2 免除に係る下水の排除先が公共用水域であって、当該水域が将来にわたって確保され、かつ、その流末が公共下水道に接続していないものであること。ただし、分流式の公共下水道における雨水を排除する排水管は、免除に係る下水の排除先とすることはできない。</p> <p>3 免除に係る下水の排除時の水質が、各処理区の水再生センターの放流水と同等以上の水質であること。(高度処理を行う水再生センターの処理区にあつては、その放流水と同等以上の水質)</p> <p>4 3の水質基準を恒久的・安定的に維持しうる処理施設を有するとともに、それらを良好に維持管理しうる技術的能力・体制を有すること。</p> <p>5 免除に係る下水の水質状況を測定かつ記録できる次の監視体制を有すること。</p> <p>(1) 連続自動測定できるpH計及び有機性物質に関する汚染状態を連続自動測定することができる機器を設置していること。</p> <p>(2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項に規定する公害防止管理者の有資格者のうち、水質関係の公害防止管理者の資格を有する者又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第106条に規定する公害防止管理者の資格を有する者が専属していること。</p> <p>6 免除に係る下水と公共下水道に流入させる下水とは、排水系統を完全に分離し、かつ、その系統が容易に確認できること。</p> <p>7 源水の量及び免除に係る下水の排除量が測定できること。</p> <p>8 免除に係る下水の処理により生じた汚泥が適正に処理され、かつ、将来にわたってそれが継続されること。</p>
	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水設備設置義務免除申請書</li> <li>・水質試験報告書(申請の日の前30日以内に実施したもの)</li> <li>・排水系統図</li> <li>・公共用水域等の管理者の許可に関するもの</li> <li>・その他免除の要件について確認するために必要と認める書類</li> </ul>
備考	詳細は処理機関に要確認	